

新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口

以下の情報は、9月29日時点のものです

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**来所相談は行っていません。**ご理解・ご協力をお願いします。

一般的な相談窓口

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出たときの対応など

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語での相談可

フリーダイヤル ☎0120-565-653

午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)

*タイ語は午後6時まで、ベトナム語は午後7時まで

都「新型コロナ・オミクロン株コールセンター」

日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ネパール語、ミャンマー語、フランス語、ポルトガル語など12か国語での相談可

ナビダイヤル ☎0570-550-571

午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む)

聴覚障害のある方 ▶ FAX5388-1396

相談票に記入のうえ、送信



発熱などの症状がある方の相談先

かかりつけ医がいる場合

必ず電話で日頃受診している医療機関にご相談ください。

かかりつけ医がいない場合や相談先に迷う場合

診療や検査が可能な地域の医療機関をご案内します。

東京都発熱相談センター

☎5320-4592または**☎6258-5780**

24時間対応(土・日曜日、祝日を含む)

墨田区発熱・コロナ相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

*新型コロナウイルス感染症による不安やストレス等も相談可 *混雑時は電話が繋がりにくい場合あり *診察が可能な区内の医療機関の一覧は都ホームページを参照

後遺症にお悩みの方の相談先

電話の際に、「**後遺症の相談**」とお伝えください。

墨田区後遺症相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

[問合せ]保健予防課感染症係☎5608-6191

*新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照



新型コロナウイルスワクチンとインフルエンザワクチンの同時接種

新型コロナウイルスワクチンとインフルエンザワクチンは、それぞれ単独で接種した場合と比較して、有効性や安全性が劣らないため、同時接種が可能です。一方で、インフルエンザワクチン以外のワクチンと新型コロナウイルスワクチンの同時接種は、現時点ではできません。片方のワクチン接種後、2週間の間隔を空ける必要がありますので、ご注意ください。

その他の新型コロナウイルスワクチン接種に関する情報は、区ホームページをご覧ください。



問合せ ▶新型コロナウイルスワクチン＝墨田区コロナワクチン接種問い合わせダイヤル☎0120-714-587 *受け付けは午前8時半～午後5時15分(土・日曜日、祝日を含む) ▶その他のワクチン＝保健予防課感染症係☎5608-6191

墨田区新型コロナウイルスワクチン接種広報大使「わく丸」



受給を終了した方の再申請期限は**12月31日**まで延長となりました!

住居確保給付金

離職者等で就業意欲がある方のうち、住居を失った、または失いかねない方に一定期間、求職活動を条件として家賃相当額(上限あり)を支給します。**受給を終了した方の再申請の期限は、12月31日までです。**

なお、解雇された方で対象となる方は、今回の期限が過ぎても再申請できます。要件等の詳細や必要書類は問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。

[対象]申請日において▶離職・廃業から2年以内の方 ▶個人の責に帰すべき理由や都合によらない勤務時間、就労機会の減少により、収入が減少した方 *そのほか収入、資産等の要件あり**[支給期間]**原則3か月(最長9か月まで延長可)



[問合せ]くらし・しごと相談室すみだ(区役所3階・生活福祉課受け付け窓口)☎5608-6289

申請期限は**12月31日**(消印有効)まで延長となりました!

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮し、**緊急小口資金等の特例貸付けを終了等により利用できない世帯**へ、就労による自立を図るため、また、円滑に生活保護の受給につなげるため、一定期間支援金を給付します。また、本支援金の受給を終了した方の再申請を受け付けます。**申請期限はいずれも12月31日(消印有効)です。**

[対象]社会福祉協議会が実施する緊急小口資金等の特例貸付けを終了等により、これ以上利用できない世帯の主たる生計維持者 *そのほか収入、資産、求職活動などの要件あり *求職活動要件は当面の間緩和**[月額支給額]**▶単身世帯=6万円 ▶2人世帯=8万円 ▶3人以上世帯=10万円**[支給期間]**初回・再支給いずれも最大3か月間 *申請方法や必要書類等の詳細は区ホームページを参照



[問合せ]墨田区新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金担当☎5608-1254

ご注意ください 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります(最新情報は各申込先・問合せ先へ)。なお、施設等をご利用の際は、各施設でお願いしている感染症対策にご協力ください。

就任しました 教育委員

9月30日に開かれた令和4年度墨田区議会定例会9月議会本会議で、岡田卓巳氏の教育委員の任命について同意が得られ、10月1日付けで区長から任命されました。

[問合せ]教育委員会事務局庶務課庶務・教職員担当☎5608-6301



岡田卓巳氏

ご確認ください 児童手当・児童育成手当

児童手当・児童育成手当の10月期分(6月分～9月分)を、指定の口座に振り込みました。振り込みの通知は個別に行いませんので、通帳記帳などでご確認ください。申請や変更の届出日によっては、審査手続等のため、振り込みが遅れる場合があります。詳細は、お問い合わせください。

また、児童手当を受給している一部の方と育成手当を受給している方は、6月に送付した現況届と関連書類の提出がないと、手当を受給することができません。提出がないと受給資格を失うこともありますので、至急ご提出ください。

なお、児童手当法の一部改正に伴い、所得上限限度額が設けられ、10月期分(6月分～9月分)から児童手当を受給できない方がいます。詳細は区ホームページをご覧ください。

[提出先・問合せ]子育て支援課児童手当・医療助成係(区役所4階)☎5608-6160



緑と花があふれるまちへ まちなか緑化(緑と花のまちづくり推進地域事業)

区では、町会・自治会などの団体の皆さんによる、緑や花であふれた潤いのある地域づくりを支援するため「まちなか緑化(緑と花のまちづくり推進地域事業)」を推進しています。

推進地域(国や都の土地等を除く)には、プランターや花苗、用土等を区が無料で提供します。また、花の種類や育てる時期などを決める計画づくりや、花の植栽・維持管理等を「緑と花のサポーター」が支援します。緑化したいと考えている場所がありましたら、ぜひ、ご相談ください。

[問合せ]環境保全課緑化推進担当☎5608-6208



納付書をお送りします 介護保険料

介護保険料を納付書で納めている方へ、10月分～12月分の納付書を10月中旬にお送りしますので、各納期限までに納めてください。なお、納付書で納めている方のうち、口座振替による納付への変更を希望する場合は、同封の口座振替依頼書でお申し込みください。

[問合せ]介護保険課資格・保険料担当☎5608-6937